

被災自動車に関するQ&A

～ 令和6年能登半島地震 ～

1. 流出・損壊・行方不明等による廃車手続き等の相談

- 1-1 被災自動車の廃車手続（解体等届出）は、どのように行えばよいのか。
- 1-2 被災自動車の廃棄は、どのように行えばよいのか。
- 1-3 被災自動車の自賠責保険料は、震災の日に遡って返還してくれるのか。

2. 自動車関係税制

- 2-1 被災自動車の軽自動車税（種別割）は、課税されるのか。
- 2-2 被災自動車の自動車重量税は、還付されるのか。

3. 車検関係(有効期間の伸長)に関する相談

- 3-1 車検伸長について

問い合わせ先（電話番号）

軽自動車検査協会 令和6年能登半島地震に係る相談ヘルプデスク
050-3684-6051

1. 流出・損壊・行方不明等による廃車手続き等の相談

1-1 被災自動車の廃車手続（解体等届出）は、どのように行えばよいのか。

1. 通常の解体等届出手続きの際には、申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証及び罹災証明書等を準備していただく必要がありますが、今回の震災により、準備できない場合は、下表の特例的な取扱いを行っております。

想定される状況	特例措置
車両番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により車両番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
原因を証する書面（罹災証明書等）の入手が困難	申請人の申立書をもって罹災証明書等に代える。 なお、被災地域以外に使用の本拠の位置を有する自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

※ナンバープレート及び自動車検査証については、お持ちの方は手続きの際、持参してください。

1-2 被災自動車の廃棄は、どのように行えばよいのか。

1. 自動車を自ら保管している場合には、引取・解体業者へ引き渡し、処分を依頼してください。
2. 被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管します。
3. 被災自動車を保管した自治体が、所有者の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車を引取業者に引き渡し処分する場合があります。詳細は、自動車を保管している自治体にお問い合わせください。

1-3 被災自動車の自賠償保険料は、震災の日に遡って返還してくれるのか。

1. 今回の震災で被災した自動車に係る自賠償保険料は、震災の日に遡って返還する措置を行う連絡は受けておりません。詳しくは保険会社にご相談ください。
2. 加入した保険会社分からない場合は、手続きした整備工場やディーラー等へご相談ください。

2. 自動車関係税制

2-1 被災自動車の軽自動車税（種別割）は、課税されるのか。

1. 管轄する軽自動車検査協会窓口で解体等届出等の廃車手続を行う際に軽自動

車税（種別割）申告書を提出いただくことで軽自動車税が課税されない仕組みとなっております。

2-2 被災自動車の自動車重量税は、還付されるのか。

1. 通常、自動車リサイクル法に基づいて解体された自動車に限り、自動車検査証の有効期間の残存状況に応じて支払った税金の一部が還付されます。
2. なお、上記以外の震災対応の自動車重量税の特例措置については、震災により滅失又は損壊した自動車について、既に納付された自動車重量税のうち、令和6年1月1日から自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの期間に相当する金額を、当該被災自動車の所有者に還付します。

※ 必要書類等の詳細は、「国税庁ホームページ（被災自動車に係る自動車重量税の還付申請手続（自然災害関係））」をご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/jidosha/annai/23120160.htm>

3. 車検関係(有効期間の伸長)に関する相談

3-1 車検伸長について

1. 車検の有効期間が過ぎている自動車は、公道を走行することはできません。
2. ただし、今回の震災により車検を受けることが困難な方が多いことから、以下の地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間が満了する日が、令和6年1月1日から同年3月31日までのものは、令和6年4月1日まで伸長されています。

【対象地域】

石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

3. 令和6年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車についても同様に伸長されています。（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有する自動車が該当します。）
4. また、有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険（共済）の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時までに契約すれば良いこととされています。